

令和7年度 第1回 南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会 議事録

令和7年8月1日（金）午前10時00分～11時30分

南丹市役所 中央庁舎2階 防災会議室

出席

委員 古北真里委員 樋口浩之委員 藪本好央委員 小林剛委員 松本清臣委員
橋本達矢委員

事務局 野々口教育次長 井尻社会教育課長 西村補佐 奥村主事 坂本社会教育主事
伊丹社会教育主事 岡澤放課後児童クラブ総括主任

欠席

小西愛紀委員 中島和行委員 小川ちあき委員 石丸晃久委員 白檉勝昭委員 榊貢委員

*傍聴者0人

1 開会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ（教育次長代読）

4 委員長・副委員長（2人）選出

互選により選出

- ・委員長 古北真里 委員
- ・副委員長 樋口浩之 委員
藪本好央 委員

古北委員長 挨拶

5 協議内容

◆令和6年度事業報告について

- ・資料のとおり

◆令和7年度事業計画について

- ・資料のとおり

◆保護者負担金の算定方法改正（案）について

・資料のとおり

質問事項、意見

- (委員) 資料①の表に記載のある 1/2 減免プラスきょうだい 1/2 減額というのはどういうことか。
- (事務局) 減免の適用が半額に該当する世帯で、きょうだいの 2 人目以降の児童分の負担金について、半額の半額、つまり 4 分の 1 の金額に軽減されるという内容の記載である。
- (委員) 事務の方法が簡単になる点では良いと思う。ただ、改正後も所得税金額による算定を減免区分として残しているほど所得税にこだわる理由はあるのか。
- (事務局) 実際に現状として所得税を元に計算する自治体は少なく、できる限り住民税をベースに料金設定をしたいところである。しかし、今回の改正では負担金額階層の数を少なくするため、算定方法から所得税をなくしてしまうと、負担金額が大きく変動してしまう世帯がでてくる。そのため、激変緩和措置ということも考慮し、所得税を用いた算定方法を残した。
- (委員) 現在 F 階層の方が 500 円しか増額しないことに対し、所得の低いの方が負担が増えるような気がする。不公平感が出てこないか。
- (事務局) 内部での検討の中でもそのような懸念点が一番大きな部分になっていた。その負担感を大きくなりすぎないように、減免の数を増やすことにより、負担感や不公平感を少しでも和らげるように工夫をさせていただいた。特に所得税額 65,000 円未満の世帯が減免対象となるようにしたことによって不公平にならないように工夫している。
- (委員) 説明会などで、保護者の方が質問できる機会があれば、保護者も納得できると思う。

◆土曜日預かりの見直し（案）について

・資料のとおり

質問事項、意見

- (委員) 土曜日の利用でも、送迎は必ず保護者が行うのか。
- (事務局) 保護者の送迎でお願いしている。
- (委員) 利用場所への距離が延びることで、今まで送迎しなくてよかったのが、送迎が必要になる、ということはないのか。
- (事務局) 送迎はいずれにしても必ずしていただく必要はあるが、送迎に要する時間が変わることにはなる。
- (委員) 市の財政面の考慮すると、保護者に納得いただくしかないのではないかと思う。
- (委員) 開設場所を園部と八木で園部にしているのはなぜか。利用者数は八木が多い。ま

た、開設場所を減らすまでに午前中や昼からのみにしてみるという案はなかったのか、お聞きしたい。

(事務局) 園部で開設をする点について、今の時点では利用がないもの日吉の方も利用できるようにということも考慮したからである。今後、現在の土曜日利用者に意見を伺って再検討したい。午前中や昼からのみで開設する点については、就労支援が主な目的で利用者は1日中利用される方がほとんどであるため、土曜日は1日中預かる前提で検討をした。

(委員) 土曜日預かりの支援員配置は開設クラブに所属している支援員だけでなく、全体の支援員で交代することになるのか。

(事務局) そのように実施する予定である。

(委員) 開設するにあたって必要な認定支援員という資格は、どのようにして認定されるのか。受講要件はあるのか。

(事務局) 京都府が6日間にわたって主催する認定支援の研修会を受講することで認定される。受講要件はある。社会福祉士や教員などの免許を持っている方や、実務経験2000時間以上、5年以上従事がある方などに限られている。

(委員) 土曜日預かりの見直しについて、子どもの視点で見た時に、1人で土曜日にずっといる子も合併することによって人数が増えることもあると思うので良いと思う。

6 閉会あいさつ (樋口副委員長)

閉会后

園部たんぽぽ放課後児童クラブ見学

以上